

シルバー人材センターは…

高齢者にふさわしい仕事を
家庭・事業所・公共団体等から引き受け、
会員に提供する県知事許可の公益的・公共的な団体です。

労働者派遣の業務

- シルバー人材センターの会員を対象として「一般労働者派遣事業」を行っています。
- シルバー人材センター連合会（実施事務所）との間で、雇用関係が発生し、派遣先から仕事の指示や指揮命令をしていただきます。
- 労災保険の適用はありますが、社会保険や雇用保険の適用はありません。
- 就業の対価は、「賃金」としてシルバー人材センター連合会（実施事務所）から支払われます。
- 一人一日8時間以上の勤務はできません。

請負委任の業務

- シルバー人材センターから会員に提供する仕事の多くがこの形態です。
- 発注者との雇用関係はありません。
- 発注者から指示や指揮命令を受けることなく、契約の仕事を担当して完遂します。
- 労働関係法規（労働基準法・労災保険等）の適用はありません。
万一、事故等が発生した場合は、シルバー保険（傷害・賠償責任）が適用されます。
- 就業の対価は「配分金」としてシルバー人材センターから会員に支払われます。

有料職業紹介の業務

- 就職を希望される方に、職業紹介を行っています。
- 事業主（雇用主）との間で、雇用関係が発生します。
- 労働関係法規（労働基準法・労災保険等）の適用を受けます。
- 就業の対価は、「賃金」として雇用主から支払われます。

シルバー派遣についてのお問い合わせは…

シルバー派遣実施事務所

お問い合わせは、下記のあなたの町のシルバー人材センターへ！

公益財団法人 岡山市シルバー人材センター

〒700-0914 岡山市北区鹿田町1-1-1 岡山市保健福祉会館9階 TEL.086-226-3100 FAX.086-226-3127

公益社団法人 浅口市シルバー人材センター

〒719-0104 浅口市金光町占見新田751 TEL.0865-42-9778 FAX.0865-42-9711

公益社団法人 倉敷市シルバー人材センター

〒710-0834 倉敷市笹沖9-1 TEL.086-426-3318 FAX.086-427-7075

公益社団法人 総社市シルバー人材センター

〒719-1156 総社市門田717-1 TEL.0866-93-9110 FAX.0866-93-9251

公益社団法人 津山市シルバー人材センター

〒708-0004 津山市山北638-1 TEL.0868-23-5378 FAX.0868-23-5815

公益社団法人 早島町シルバー人材センター

〒701-0304 都窪郡早島町早島1291-7 TEL.086-480-0335 FAX.086-480-0337

公益社団法人 真庭市シルバー人材センター

〒719-3143 真庭市下市瀬558-1 TEL.0867-52-4140 FAX.0867-52-4080

公益社団法人 玉野市シルバー人材センター

〒706-0011 玉野市宇野2丁目2番20号 サンライフ玉野内 TEL.0863-21-4510 FAX.0863-21-2256

公益社団法人 井原市シルバー人材センター

〒715-0006 井原市西江原町2923-1 TEL.0866-62-8562 FAX.0866-62-8570

公益社団法人 美作市シルバー人材センター

〒707-0036 美作市北原498 TEL.0868-72-8711 FAX.0868-72-8720

公益社団法人 笠岡市シルバー人材センター

〒714-0098 笠岡市十一番町15 TEL.0865-62-2100 FAX.0865-62-2190

公益社団法人 赤磐市シルバー人材センター

〒709-0816 赤磐市下市597 TEL.086-955-6466 FAX.086-955-8377

公益社団法人 新見市シルバー人材センター

〒718-0011 新見市新見1201 温故館内 TEL.0867-71-2134 FAX.0867-71-1134

公益社団法人 和気町シルバー人材センター

〒709-0452 和気郡和気町益原681-1 和気鶴岡谷交通公園内 TEL.0869-92-9161 FAX.0869-92-9162

公益社団法人 備前市シルバー人材センター

〒705-0001 備前市伊部1776-1 TEL.0869-64-3038 FAX.0869-64-3037

公益社団法人 瀬戸内市シルバー人材センター

〒701-4252 瀬戸内市邑久町上笠加125-1 TEL.0869-24-0467 FAX.0869-24-0488

公益社団法人 里庄町シルバー人材センター

〒719-0302 浅口郡里庄町大字新庄2405 TEL.0865-64-5901 FAX.0865-64-1016

公益社団法人 岡山県シルバー人材センター連合会

〒700-0813 岡山市北区石関町2-1 岡山県総合福祉会館8階
TEL.086-235-0128 FAX.086-235-0129

シルバー 派遣事業の ご案内



シルバー派遣事業のしくみ ~人手不足分野を応援します~

事業主〈派遣先〉

- 労働者派遣契約を締結し、原則として60歳以上の派遣登録会員を派遣します。
- 豊かな経験・知識・技能を有した会員（人材）を事業主のニーズに応じて派遣します。
- 派遣労働者は「臨時的・短期的な就業」または「軽易な業務への就業」となります。
- 短期間、短時間でお役に立ちます。
- シルバー人材センターが行う派遣事業は、広く行われている「一般労働者派遣事業」と同じ業務を取り扱います。
- 労働者派遣の対価として、「派遣料金」をお支払いしていただくこととなります。
- 派遣会員の故意または重大な過失により生じたもの以外法律上の賠償責任はシルバー人材センターに発生しません。



会 員（派遣労働者）

- 派遣就業を希望するシルバー人材センター会員は派遣労働会員として登録します。
- 派遣労働登録会員はシルバー人材センターと労働契約を結び、労働契約に基づき就業します。
- 就業の範囲は次のとおりです。

臨時的かつ短期的な就業（月10日程度）

又は

その他の軽易な業務に係る就業
（週20時間程度）

- 派遣先の指揮命令を受けて就業します。
- 働いた対価は、シルバー人材センターから「賃金」として支払われます。
- 労災保険の適用はありますが、社会保険（健康保険、厚生年金保険）及び雇用保険の適用はありません。
- 派遣就業になじまないと判断される場合は就業をやめていただくことがあります。
- 受託事業、派遣事業双方で就業することができます。

これまでの知識や
経験を活かして
働ける職場は
ないだろうか。

※1：港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関係業務には派遣出来ません。

※2：受入期間制限政令で定める26業務、日数限定業務等以外の自由化業務は派遣期間が原則1年間ですが、従業員代表等が同意すれば、最長3年間まで可能です。

